

『「(仮称)北海道札幌新定時制高等学校」及び「札幌市立中央幼稚園」整備等事業』に対する質問への回答

No	タイトル	該当箇所					意見	回答
		頁	第	()	カ	(カ)		
1	維持管理期間について	2	1	5			施設の供用開始1ヶ月前から維持管理が開始される予定になっていますが、この供用開始までの1ヶ月間に貴市で想定されている具体的な維持管理業務はございますか。	3月1日に市へ施設を引渡していただくことから、要求水準書に記載している維持管理業務全般が発生するものと考えています。 なお、4月の供用開始までの間、市側で施設への備品搬入、旧校舎から施設への引越し業務等を行うことを予定しています。
2	非常通報装置の通報先について	15	2	4	(11)		非常通報装置の通報先に校(園)長宅、119番とありますが、警備会社等が警報を受信した後、各所に連絡するという点でもよろしいでしょうか。	119番には、通報装置から第1報が送信できるシステムとしてください。校(園)長宅については、警備会社からの連絡で構いません。
3	消耗品類の負担について	26	4	1	(7)		設備機器類の運転に必要な不凍液の交換・補充について、不凍液は消耗品である、との考えで、購入に関しては市の負担、交換・補充作業については事業者負担と考えて宜しいでしょうか。	お考えのとおりです。
4	廃棄物の処理について	28	4	5	(1)		廃棄物を敷地内のゴミ集積所まで運搬・集積することが事業者の業務範囲で、廃棄物処理については貴市が実施するという理解でよろしいですか。また、「廃棄物出し」とはどのような業務でしょうか。	廃棄物を市が委託する廃棄物業者に引き渡すまでの業務が、事業者の業務であり、引き渡すまでの保管に関することも含まれます。 廃棄物出しとは、施設内外から排出される廃棄物を廃棄物業者に引き渡す場所である集積所に、廃棄物を能動的に移動させることです。
5	備品の修繕・更新について	30	4	8			備品類の修繕・更新については、貴市が実施されると理解してよろしいですか。	本工事にて設置した備品類の修繕・更新については、事業者の負担において事業者が実施します。 市が用意した備品類については市が実施します。
6	運営業務の新高校事務室での対応について	33	5	2	(2)	オ	運営業務担当者の不在時には新高校事務室で運営業務(徴収業務を除く)が対応可能、とありますが、対応可能な日時、対応する方の詳細(学校職員等)についてご教示ください。	市民開放施設管理運営業務は、PFI事業者の業務としており、運営業務担当者が他の業務で不在となる際に一時的に新高校の事務室が電話対応等を行うという意味です。
7	市民開放時間と防犯警備業務の時間帯について	34	5	2	(3)	イ	日曜日及び祝祭日の市民開放施設の開放時間は午後5時までとなっています。対して、要求水準書29Pの表では「新高校の休業日及び非運営日は午後9時から機械警備で代替してよい」との記載があります。午後5時から午後9時の時間帯は、生徒・教職員・市民利用者が校舎内に居ないと考えられるので、午後5時以降、機械警備に移行してかまわないと解釈して宜しいでしょうか。	日曜日及び祝祭日については、午後5時から午後9時まででは警備担当者を常駐させ、午後9時以降、機械警備に移行してかまわないという意味です。
8	材料費	35	5	3	(2)	ア	1食あたり200~250円程度とする材料費には消費税相当額は含まれず、当該材料費に別途消費税相当額がプラスされたものが実際の材料費との認識で宜しいでしょうか。また、事業者が受け取る食材調達費も別途消費税相当額がプラスされた額であるとの認識で宜しいでしょうか。	材料費は、全額生徒の自己負担であることから、その中で消費税分も負担することになります。

No	タイトル	該 当 箇 所						意見	回答
		頁	第	()	か	(か)			
9	夜間定食費の事業者への支払	35	5	3	(2)	イ	毎月、前月までに、学校側は生徒から1ヶ月分の夜間定食費を徴収したうえで、同月内に直接事業者を支払うとの認識で宜しいでしょうか。 若し、4半期ごとのサービス購入料に含めいれるとする場合には、このような日々調達・消費される材料対価の立替負担は事業者にとって過度の負担としかなり得ません。尚、仕入食材費の支払者名義はあくまで事業者（SPC）と為ることが予想されます。ケースによっては、新設SPCは食材仕入先に対しての取引実績が無い事を理由に、食材費の買掛支払に対応してもらえない可能性があるためです。	毎月支払います。	
10	夜間定食費の徴収及び食券の配布について	35	5	3	(2)	イ	夜間定食費の支払と食券の引き渡しについて18年12月1日の回答において学校と協議していただきとなっておりますが、提案の必要はないとの理解でよろしいでしょうか。また、この業務について別途費用が発生することは無いと考えてよろしいでしょうか。	食券の配付方法などについては、学校と協議してください。なお、夜間定食に係る食券の制作、回収に伴う費用は、事業者の負担とし、サービス購入料に含めてください。	
11	売店運営に関する手続き	36	5	4			事業者は、校内にて売店運営をする為に、市に対して公有施設の利用に係る申込手続を行う必要があります。若し、当該手続が必要と為る場合、事業者は事業所税負担額を運営コストとして見込む必要があると考えております。また、運営業務の他に、本事業で要求されるサービスを提供する目的において、同様の申込手続が必要となる業務があれば、指定をお願いいたします。	市有施設の利用については事業者による申請が必要です。 売店運営に関して、本事業に応募する民間事業者において事業所税がかかるかと判断される場合には、それを運営コストに含めて提案してください。 売店、自動販売機等の運営業務のほかに、本事業に特有な市に対する申込手続きはないと考えています。	
12	別紙12 大規模修繕						大規模修繕状況の表中に記載のある項目について、万が一、事業期間中に大規模修繕が発生した場合、その分にかかる費用は市が負担するものと考えて宜しいでしょうか。	お考えのとおりです。 ただ、市としては、そのようなことが生じないように設計、維持管理を期待していますので、審査においては、その点も評価する予定です。提案される場合には、そういった提案をお願いします。	
13	別紙12 大規模修繕						大規模修繕状況の表中に記載のない項目について、事業期間中に機器の取替え等の大規模修繕の必要性があると、想定されるものがあります。その分にかかる費用は市が負担するものと考えて宜しいでしょうか。	別紙12は例示として示したものです。「大規模修繕」に該当するものであれば市が負担します。 ただ、市としては、そのようなことが生じないように設計、維持管理を期待していますので、審査においては、その点も評価する予定です。提案される場合には、そういった提案をお願いします。	
14	防火管理者、防火管理体制について						本施設の防火管理者は、市側で選任されますか。また、防火管理体制について学校・園との連携方法についてご教示ください。	本施設の防火管理者は、市側で選出します。防火管理体制については、高校や園との連携・連絡が不可欠であるので、関係者で具体的な方法を決定していただきます。	

注:上記「該当箇所」の番号は対象書類での該当箇所。